

海老名市がん患者ウィッグ等医療用補整具購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の経済的負担を軽減し、療養生活の向上と社会参加を支援するため、がんの治療による外見の変化を補う医療用補整具の購入に係る助成金を予算の範囲内で交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則(昭和58年規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療用ウィッグ がん治療等(抗がん剤治療を含む。以下同じ)による脱毛に対応するために一時的に着用する全頭用、部分用ウィッグ及び毛付き帽子をいう。
- (2) 胸部補整具 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整パッド、補整下着、人工乳房その他乳房の変形を補整する機能を有するもの(手術により体内に埋め込むものを除く。)をいう。
- (3) 医療用補整具 医療用ウィッグ及び胸部補整具をいう。

(対象者等)

第3条 助成金の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条の規定による申請を行う日において、海老名市に住所を有する者
- (2) 脱毛を伴うがん治療を受けた、若しくは現に受けている、又は胸部の外科的治療を受けたことにより医療用補整具を購入した者(この要綱の施行日以降に購入したものに限る。)
- (3) この要綱による助成と同様の趣旨の他の助成を受けていない者

(交付対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、助成対

象者又は購入時において助成対象者と同一世帯に属する者が購入した次の医療用補整具の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費の合計額とする。

- (1) 医療用ウィッグ ウィッグ本体及び付属品（頭皮保護用ネット、保管容器、ウィッグスタンド、くし、クリーナー等）の購入に係る経費
- (2) 胸部補整具 胸部補整具本体及び付属品（人工乳房の保管容器、皮膚保護剤、接着剤、接着除去剤等）の購入に係る経費

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者等が加入するがん保険等により当該医療用補整具の購入に係る支給を受けている場合には、交付対象経費から当該支給を受けた額を除いた額を交付対象経費とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、交付対象経費に10分の9を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市がん患者ウィッグ等医療用補整具購入助成金交付申請書（第1号様式）により、助成対象者の医療用補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 助成対象者が脱毛の副作用を伴う治療又は乳房の切除を伴う治療を受けたことを証する書類（診断書、診療明細書、治療方針計画書等）
- (2) 第4条第1項の交付対象経費に係る領収書
- (3) 第4条第2項の規定により、がん保険等により当該医療用補整具の購入に係る支給を受けている場合は、その金額の詳細が分かる書類
- (4) 助成対象者及び申請者の本人確認書類
- (5) 第1号から前号までに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、助成対象者1名に対し1回を限度とする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認

めたときは助成金の交付を決定し、海老名市がん患者ウィッグ等医療用補整具購入助成金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに海老名市がん患者ウィッグ等医療用補整具購入助成金交付請求書（第3号様式）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還等）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、第6条に規定する交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。